

副 本

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号

直送済

損害賠償請求事件

原告 原告1外

被告 東京電力株式会社 外1名

答 弁 書

平成26年9月4日

大阪地方裁判所 第22民事部合議3係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同 永 井 翔 太 郎



〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被 告 東京電力株式会社
上記代表者代表執行役 廣 瀬 直 己

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所 (送達場所)

電 話 03-6212-5500

FAX 03-6212-5700

被告東京電力株式会社

| | | | | |
|----------|---|---|---|----|
| 訴訟代理人弁護士 | 棚 | 村 | 友 | 博 |
| 同 | 岡 | 内 | 真 | 哉 |
| 同 | 永 | 岡 | 秀 | 一 |
| (連絡担当) 同 | 永 | 井 | 翔 | 太郎 |

第1 請求の趣旨（平成25年（ワ）第9521号事件の平成25年9月17日付け訴状及び平成25年（ワ）第12947号事件の平成25年12月18日付け訴状（ただし、平成26年2月13日付け原告目録の訂正申立書及び平成26年3月4日付け訴え減縮申立書による訂正ないし減縮後のもの）記載のもの）に対する答弁

- 1 原告らの被告東京電力株式会社に対する請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び反論

- 1 「序章 はじめに～本件訴訟の意義と目的」（訴状11頁）について

本件訴訟提起の目的等を述べるものであり、認否の限りでない。

ただし、12頁2段落目「一般人の被ばく上限が年間1ミリシーベルトとされているにもかかわらず、年間20ミリシーベルト未満であれば生活に支障がないかの如く喧伝し、警戒区域等を再編した」との点については、政府は福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）における平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により生じた事故（以下「本件事故」という。）に係る避難区域設定の防護措置を講じる際に、国際放射線防護委員会（ICRP）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間

20～100ミリシーベルト)のうち、安全性の観点から最も厳しい値をとって年間20ミリシーベルトを採用している。

2 「第1章 福島第一原発事故の発生」(14頁)について

(1) 「第1 原子力発電所の基本構造」(14頁)及び「第2 福島第一原発の概要」(16頁)について

原子力発電所の一般的構造、及び本件原発の所在地や構造等についての一般的な説明であり、特に争うものではない。

(2) 「第3 福島第一原発事故の発生」(24頁)について

ア 「1 東北地方太平洋沖地震発生直前における福島第一原発の稼働状況」(24頁)について

認める。

イ 「2 東北地方太平洋沖地震の発生及び津波の到達」(25頁)について

(ア) 「(1) 本件地震の発生」(25頁)について

原告らの主張する事実関係については、下記記載の事実の限りで認める。

2011(平成23)年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「本件地震」という。)の震源域(岩石が破壊した領域)は、日本海溝下のプレート境界面に沿って、岩手県沖から茨城県沖までの長さ約500km、幅約200km、深さ約5kmから約40kmに及ぶ。

宮城県牡鹿半島の東南東130kmで発生した岩石の破壊は震源から周囲に広がり、震源の東側の日本海溝に近い、海底に近い場所で最大す

べり量50m以上の極めて大きい破壊が発生した。

第一の破壊過程では長期間の水位上昇を伴う津波が発生し、第二の破壊過程では海底が急激かつ大規模に跳ね上がったことにより、短周期かつ振幅の大きい（波高が高い）津波が発生した。さらに、破壊は震源の南の福島県沖、茨城県沖に進み、やはり津波が発生したと考えられる。

このように、本件地震はそれぞれの震源域において「連動」して発生したマグニチュード9.0（世界観測史上4番目の規模）の巨大地震であり、本震規模では日本国内で観測された最大の地震である。

この地震に伴い発生し、東北地方太平洋沿岸に大規模災害を引き起こした津波（以下、「本件津波」という。）は、津波の規模を表す津波マグニチュード（ M_t ）で9.1とされ、世界で観測された津波の中で4番目、日本では過去最大規模であった。

また、本件原発においては、宮城県沖並びに福島県沖に想定されるすべり量の大きい領域（波源）から発生した津波のピークの重なる度合いが強く、敷地高を大幅に上回るO.P.+15.5mの浸水高となったと考えられる。

さらに、本件地震の本件原発における最大加速値は、本件原発の耐震安全性評価基準である基準地震動 S_s に対する最大加速度を一部超えたものの、ほとんどは下回っている。また、地震観測記録の応答スペクトルについては、一部周期帯において基準地震動 S_s による応答スペクトルを上回ったが、概ね同程度であることが確認されている。

（イ）「（2）外部電源の喪失」（26頁）について

概ね認める。

ただし、東京電力新福島変電所を経由する大熊線3号については、本件地震当時は受電遮断器等の設備更新工事中で、もともと受電できる状

態にはなかったし、大熊線4号は遮断器の一時的なトリップに過ぎない。

また、東電原子力線のケーブル不具合は、津波到達以降に確認されたものである。

(ウ) 「(3) 津波の発生と到達」 (26頁) について

- a 第1段落は認める。
- b 第2段落のうち、本件津波の第2波の福島第一原発への到達時刻が15時37分～39分ころであったとの点については、正しくは「15時36分台」であるので否認する。
- c 第3段落以降は概ね認める。

ウ 「3 本件事故の発生経過」 (28頁) について

(ア) 「(1) 1号機」 (28頁) について

- a 「ア 本件地震発生直後の原子炉の状況」 (28頁) について
 - (a) 第1段落は認める。
 - (b) 第2段落のうち、本件地震の影響によって外部電源が喪失したことは認め、その余は否認する。

外部電源喪失後に格納容器内の圧力が一時的に上昇したのは、外部電源喪失から非常用D/Gの起動までの間の一時的な電源喪失により主蒸気隔離弁が自動閉となったためである。

しかし、スクラムから6分後の14時52分には原子炉圧力高により非常用復水器が自動起動し、これにより原子炉内の蒸気が冷却されて原子炉圧力は低下している。確かに警報発生記録データ上は主蒸気隔離弁閉の信号に前後して主蒸気配管破断等に関連する隔離信号が打ち出されているが、実際の主蒸気量に変化はなく、かかる隔離信号は外部電源喪失による計器電源の喪失に起因すると考えら

れ、総じて、少なくとも津波到達までは原子炉水位及び原子炉圧力はスクラム時の正常な動きをしている。

(c) 第3段落は認める。

なお、運転員が非常用復水器を手動停止したのは、同器による原子炉圧力低下の速度が速く、操作手順書に定める原子炉冷却材温度降下率（55℃/h）を遵守できないと判断したためであり、その後、津波到達までは同器を手動起動・停止を繰り返すことで原子炉圧力を維持している。

(d) 第4段落は否認する。

本件地震発生以降、津波による計測停止までの間に格納容器の圧力に異常な上昇は見られず、格納容器温度にも異常は認められない。

また、格納容器床サンプル水位も一定であること等から、格納容器内での原子炉水や蒸気の異常な漏えいの兆候はなく、配管等の破断はなく、冷却材の喪失もなかったと考えられる。

原告らの引用する国会事故調204頁以下も、小破口冷却材喪失事故が起きた可能性について「理論的には否定できない」とするに留まり、実際に起きたと断定しているものではなく、配管等破断の具体的根拠を示していない。

(e) 第5段落のうち、1号機の非常用交流電源A系の電源喪失が15時35分か36分であるとの点は否認する。

国会事故調査報告書では、その旨の指摘がされていたが、被告東京電力株式会社（以下「被告東京電力」という。）が平成25年5月10日に公表した非常用D/Gの運転状況等に関する追加データでは、少なくとも15時36分59秒までは運転状態を維持していたことが確認されている。

b 「イ 津波第2波の到達」(28頁)について

津波の第2波の到達時刻が同日15時37分から38分ころであるとの点は、正しくは「同日15時36分台」であるので否認する。

c 「ウ その後の状況」(28頁)について

- (a) 第1段落は、汚染検査用の放射線測定器が通常より高い値を計測したが、どの程度の放射線量が分からなかったという限りで認める。
- (b) 第2段落ないし第5段落は概ね認める。

(イ) 「(2) 2号機」(29頁)について

- a 第1段落及び第2段落は概ね認める。
- b 第3段落は、津波の第2波到達時刻は、正しくは「同日15時36分台」であるので否認する。
- c 第4段落は概ね認める。
- d 第5段落は概ね認める。

なお、原子炉内の水位がTAF(有効燃料頂部)上方3400ミリメートルであることが判明したのは21時50分である。

- e 第6段落は認める。
- f 第7段落は第1文は概ね認める。

なお、同日18時22分に燃料全体が完全に露出したとあるのは、そのように「被告東京電力が判断した」のが同時刻である。第2文は出典が不明であり、不知。

- g 第8段落は認める。
- h 第9段落は、220ミリシーベルト毎時の放射線量が計測されたことは認める。

(ウ) 「(3) 3号機」 (30頁) について

- a 第1段落のうち、本件地震の影響により3号機の高圧注水系が損傷した可能性があるとの点は否認し、その余は認める。
- b 第2段落は概ね認める。
- c 第3段落は、津波の第2波によって3号機が全交流電源を喪失したことは認めるが、その余は否認する。津波の第2波が到達したのは、同日15時36分台である。
- d 第4段落及び第5段落は認める。
- e 第6段落のうち、H P C I (高圧注水系) の自動起動により、約7.5メガパスカルほどあった原子炉圧力が6時間で約1メガパスカルほどまで低下したことは認めるが、かかる圧力の低下が本件事故によって高圧注水系が損傷したことに起因する可能性があるとの点は否認する。
原子炉圧力の低下はH P C I の自動起動による通常的作用である。
その余は概ね認める。
- f 第7段落は否認する。原子炉内の水位がT A F (有効燃料頂部) に到達したのは3月13日9時10分ころである。
- g 第8段落及び第9段落は認める。

(エ) 「(4) 4号機」 (31頁) について

- a 第1段落は認める。
- b 第2段落のうち、津波の第2波によって4号機が全交流電源及び直流電源を喪失し、使用済み燃料プールの冷却機能及び補給水機能を喪失したことは認めるが、その余は否認する。津波の第2波が到達したのは、同日15時36分台である。
- c 第3段落ないし第5段落は認める。

(オ) 「(5) 5号機・6号機」(31頁)について

概ね認める。

ただし、6号機は全交流電源を喪失していない。

(3) 「第4 放射性物質の拡散と避難・避難指示」(32頁)について

ア 「1 放射性物質の拡散」(32頁)について

(ア) 「(1) 放射性物質の放出」(32頁)及び「(2) 汚染された範囲」
(32頁)について

第2、第3段落は認め、その余は否認する。

(イ) 「(2) 汚染された範囲」(32頁)について

認める。

(ウ) 「(3) 放射性物質の放出量とINES評価」(33頁)について

a 「ア」及び「イ」は認める。

b 「ウ」は概ね認める。

ただし、本件事故はチェルノブイリ原発事故に比べてセシウム137の放出量が約6分の1、汚染面積が約6%、放出距離が約10分の1の規模であり、本件事故をチェルノブイリ原発事故と同程度と評価することは適切ではない。

イ 「2 本件事故に基づく避難区域、警戒区域の指定」(35頁)について

概ね認める。

ただし、緊急時避難準備区域の全面解除日が2011(平成23)年9

月22日であるとの点は、同月30日が正しい。

なお、2(2)記載の区域及び地点を併せて、「避難指示等対象区域」又は「対象区域」という。

また、本件事故発生後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き（以下「避難」という。）及びこれに引き続く同区域外滞在（以下「対象区域外滞在」という。）を余儀なくされた者、本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者並びに屋内退避区域内で屋内への退避（以下「屋内退避」という。）を余儀なくされた者を「避難等対象者」といい、避難、対象区域外滞在及び屋内退避を併せて「避難等」という。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会が2011（平成23）年12月6日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「中間指針追補」という。）は、福島県内の避難指示等対象区域の周辺23の市町村（ただし、避難指示等対象区域を除く。）を「自主的避難等対象区域」とし、本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者を「自主的避難等対象者」としている。

ウ 「3 避難の実情」（37頁）について

本件事故後の一般的な避難状況等については被告東京電力としても積極的に争うものではないが、本件事故後の原告ら各人の具体的な避難状況その他の個別的状況については、原告ら各人毎に異なると考えられるので、具体的な認否は、原告ら個別の法的請求に即して、個別の立証も踏まえて改めて行う。

3 「第2章 被告らの責任（総論）」（42頁）について

(1) 「第1 被告東京電力の責任」（42頁）について

ア 「1 原子力損害の賠償に関する法律3条1項による無過失責任」（42頁）について

被告東京電力が本件事故に関して原子力損害賠償法（以下「原賠法」という。）第3条に定める「原子力事業者」に当たることは争わない。

イ 「2 民法709条」（42頁）について

いずれも争う。

以下述べるとおり、被告東京電力は、本件事故発生時点における最新の科学的知見をもってしても、本件原発の所在地において本件地震及びそれに伴う大津波が発生することは予見できなかった。

(ア) 地震及び津波の想定

被告東京電力は、本件事故発生に至るまで、原子力安全委員会が2006（平成18）年9月に公表した新耐震指針や、同じく同委員会が1990（平成2）年8月に全面改訂を行った安全設計審査指針に基づき、想定される地震及び津波についての対策をとってきた。

その結果、本件地震の最大加速値は本件原発の耐震安全性評価基準である基準地震動 S_s に対する最大加速度を一部超えたものの、ほとんどは下回っている。また、地震観測記録の応答スペクトルについては、一部周期帯において基準地震動 S_s による応答スペクトルを上回ったが、概ね同程度であることが確認されている。

また、津波についても、社団法人土木学会（以下「土木学会」という。）が2002（平成14）年2月に公表した、本件事故当時まで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「原子力発電所

の津波評価技術」¹（以下「津波評価技術」という。）に基づき津波評価を行って対策を講じていた。

この津波評価技術は、実際に発生した津波の記録、痕跡等をもとに、同じ領域で発生した過去（既往）最大の津波を再現する波源モデルを設定した上で、波源の不確定性、数値計算上の誤差、地形データ等の誤差を考慮するため、その波源モデルの位置や向きなどの様々なパラメータを合理的範囲で変動させた多数の数値シミュレーションを実施し、評価対象地点に対して最も影響が大きくなる波源モデルを選定することにより、想定される最大の津波を評価するものである。地震が常に津波を発生させる訳ではなく、①地震の規模（断層の長さ、断層の幅、すべりの量）、②震源域の水域（深いほど持ち上げられる海水の量が多くなる）、③震源と評価地点との位置関係の要素の影響を大きく受けるため、津波評価を行うに当たっては、断層モデル（波源モデル）の設定が極めて重要となる。そのため、被告東京電力は、上記のような活動に加えて、文科省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が2002（平成14）年7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）や、貞観津波に関する佐竹健治氏らの分析といった知見の進展も踏まえ、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）についてさらに検討することとして、現に土木学会・津波評価部会にその検討を委託しているところであった。

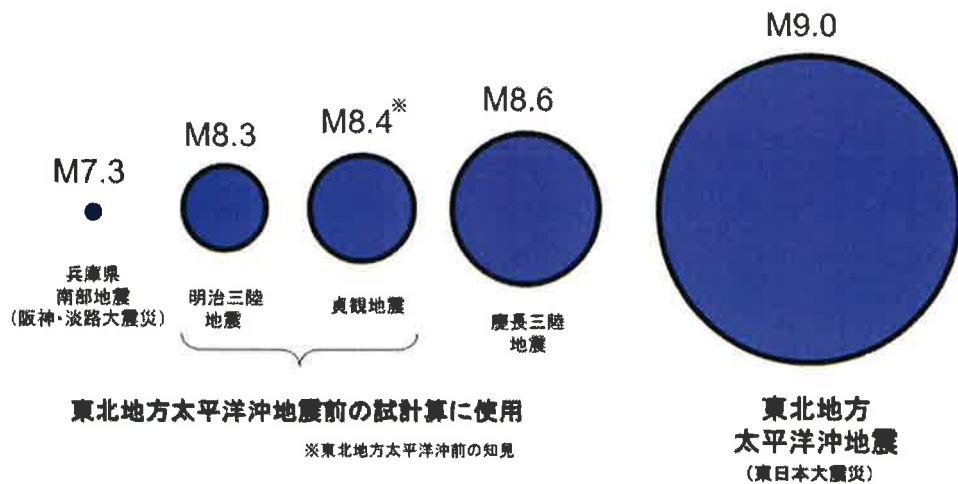
¹ IAEA の Safety Standard “Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations (No. SSG-18)” において、IAEA 基準に適合する基準の例として参照され、国際的にも認められた評価手法でもある。

(イ) 本件地震及び津波が予測不可能であったこと

しかしながら、2011（平成23）年3月11日に発生した本件地震は、地震本部の「長期評価」において指摘された地震でも、佐竹氏らにより提案された貞観地震と同類の地震でもなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、津波の規模、波高はおよそ予見できないものであった。

本件地震の規模がいかに大きいものであったかは、長期評価において発生の可能性が指摘されていた明治三陸沖地震（マグニチュード8.3）のエネルギーと本件地震（マグニチュード9.0）のエネルギーを比較すれば容易に把握し得る。すなわち、マグニチュードと地震波の形で放出されるエネルギーとの間には、標準的にはマグニチュードの値が1大きくなるとエネルギーは約32倍に、マグニチュードの値が2大きくなるとエネルギーは1000倍になるという関係がある。次頁の図は、明治三陸地震（マグニチュード8.3）、貞観地震（マグニチュード8.4）及び慶長三陸地震（マグニチュード8.6）と、本件地震（マグニチュード9.0）の地震エネルギーの大きさを比較した図である。本件地震のマグニチュード9.0という地震エネルギーがいかに大きいものかがわかる。

マグニチュードから見た地震エネルギーの大きさ



実際、今回のような複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生は、被告東京電力はおろか、我が国のどの地震に係る専門機関も想定していなかった。

すなわち、上記「長期評価」を公表した地震本部自身、本件地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

また、2011(平成23)年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震—東日本大震災—の特徴と課題」の中でも「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」が挙げられている。

さらに、この中央防災会議の専門部会が2011(平成23)年9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今

回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年の地震発生履歴からは想定することができなかったマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」とされている。

すなわち、政府機関（特に本訴訟で原告らが重視する「長期評価」を公表した地震本部）ですら、今回のような複数震源領域における連動型地震の発生は予見できず、また実際に予見していなかったものである。

(ウ) 本件地震及び津波に関するまとめ

したがって、被告東京電力において、本件事故発生時点で本件地震及びそれに伴う大津波の発生は予見できなかったことは明らかであり、かかる巨大地震・巨大津波によって発生した本件事故につき、被告東京電力に故意又は過失はない。

(2) 「第2 被告国の責任（国家賠償法1条一権限不行使の違法性）」（44頁）について

認否の限りでない。

4 「第3章 地震に関する被告らの責任」（55頁）について

(1) 「第1 被告東京電力の責任」（55頁）について

ア 「1 基準地震動と耐震設計との関係」（55頁）について

(ア) 第1段落ないし第3段落は争わない。

(イ) 第4段落は争う。

イ 「2 これまでの安全規制と2002（平成14）年の長期評価の知見」

(55頁) について

(ア) 「(1) 旧指針の決定」 (55頁) について

a 第1段落は認める。

b 第2段落のうち、被告東京電力が1号機の設置許可申請を行った時点で本件原発所在地において本件地震と同程度の地震が発生するとは考えていなかったことは認め、その余は否認ないし争う。

設定最大加速度が敦賀原発1号機に比して相当低いとの点については、両者は場所も地理的条件も全く別の箇所に設置されており、単純比較できるものではない。

c 第3段落及び第4段落は、記載されている事実自体は特に争わないが、被告東京電力は、1994(平成6)年の「耐震性評価結果報告書」において本件原発の耐震安全性が十分に確保されていることを確認しており、かかる結果については、通産省・資源エネルギー庁が確認・取りまとめを行い、1995(平成7)年9月29日に原子力安全委員会に報告している。

(イ) 「(2) 長期評価の知見」 (57頁) について

a 第1段落は認める。

b 第2段落は不知。

c 第3段落は認否の限りでない。

d 第4段落は、原子力安全委員会が2001(平成13)年に耐震設計審査指針の見直しを公表し、耐震指針検討分科会を設置したことは認め、その余は不知。

e 第5段落及び第6段落は、地震本部が2002(平成14)年7月に長期評価を発表したこと、この長期評価の中で、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラスの地震が過去

400年間に3回発生しており、30年以内に20%と推定されていることは認めるが、その余は否認し争う。

この地震本部による長期評価は、あくまで各領域におけるマグニチュード8クラスの地震発生について指摘しているに留まり、本件地震のように、それぞれの領域をまたがり、かつそれぞれが連動して発生するようなマグニチュード9.0、津波マグニチュード(Mt)9.1クラスの巨大地震・巨大津波を想定しているものではない。

現に、地震本部が本件地震発生2か月前の2011(平成23)年1月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広範囲における震源域の連動」は示されていない。

また、地震本部が本件地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」においても、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

そもそも、地震本部の発表した長期評価は、前述のとおり「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示しておらず、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの領域で、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのかなど、具体的には何ら明らかにするものではなかった。

そのため、本件地震がそうであったように、長さ500km、幅200kmの範囲で、最大すべり量50mの断層が生じ、その結果発生する津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたなどとは到底いうことができない。

したがって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津

波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. + 1 5. 5 m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

ウ 「3 本件事故における地震動の影響」（58頁）について

（ア）第1段落は認める。

（イ）第2段落は否認する。

原告らは、1号機において本件地震により小破口冷却材喪失事故（S B-L O C A）が発生したと主張するが、本件地震発生以降、津波による計測停止までの間に1号機の格納容器の圧力に異常な上昇又は下降は見られず、格納容器温度にも異常は認められない。また、格納容器床サンプル水位のチャート等から、格納容器内での原子炉水や蒸気の異常な漏えいの兆候はなく、配管等の破断はなく、冷却材の喪失もなかったと考えられる。

原告らの引用する国会事故調204頁以下も、小破口冷却材喪失事故が起きた可能性について「理論的には否定できない」とするに留まり、実際に起きたと断定しているものではなく、配管等破断の具体的根拠を示していない。

（ウ）第3段落以下は否認する。

原告らは、非常用D/GのA系電源が喪失したのが3月11日15時35分から36分、同じくB系電源が喪失したのが同時37分であるのに対し、津波第2波の到達が15時37分より後であるから、非常用電源の喪失原因は津波ではなく地震動によるものであると主張する。

しかし、津波第2波の到達は同日15時36分台であり、かつ、被告東京電力が平成25年5月10日に公表した非常用D/Gの運転状況等に関する追加データでも、いずれの非常用D/Gも少なくとも15時3

6分59秒までは運転状態を維持していたことが確認されているから、原告の主張はその前提を欠く。また、原告らの主張は、地震動がどのように非常用ディーゼル発電機に作用して非常用電源の喪失に至ったのかについて具体的な事実を全く主張しておらず、この点でも地震動が非常用電源喪失の原因となったとは言い難い。

したがって、地震動が原因となって冷却材が喪失し、電源が喪失したとはいえない。

エ 「4 まとめ」(58頁)について
争う。

(2) 「第2 被告国の責任(地震対策に関する権限不行使の違法性)」(59頁)について
認否の限りでない。

5 「第4章 津波に関する被告らの責任」(61頁)について

(1) 「第1 被告東京電力の責任」(61頁)について

ア 第1段落は、本件原発1号機の設置許可審査にあたって、小名浜港の潮位に基づいて設置許可申請書が作成されたこと、本件原発1号機の設置許可申請に際しての当地点付近の最高潮位がO. P. +3. 122m(1960. 5. 24チリ地震津波)、最低潮位がO. P. -1. 918メートル(1960. 5. 24チリ地震津波)であったこと、本件原発1号機の設置が許可されたこと、本件原発1号機が35mの丘陵をO. P. +10mに切り下げて建設されたことは認め、その余は否認する。

建設当時はチリ地震津波が浜通り全体の既往津波の中で最も大きいというのが共通認識であった。また、浜通りの相馬以南は地形が平坦で、入江

が複雑な三陸などと異なり地形に起因する津波の増幅も起きないと考えられていた。

また、福島発電所立地点は海岸段丘地帯に位置し、元来の地表面はO.P. + 30 m程度の高さにあったが、上部は比較的崩れやすい砂岩であり、耐震構造上も、確固たる建屋基礎を得るための安定した地層はO.P. - 4.0 mに位置する泥岩層である。このため安定した基礎を得るためには一定程度の掘り下げが必要であった。

本件原発の主要建屋の敷地高さは、当時の知見に基づく防災的な面や地質状況と原子炉建屋の設計、経済的な評価なども総合的に考慮して設定されており、適切に設定されている。現に、関東以北の太平洋岸に位置する他の電気事業者が所有する原子力発電所の敷地高さと比較しても特段低く設定されているということはない。被告国もかかる敷地高さについて「安全性は十分確保し得るものと認める」として原子炉等規制法に基づく原子炉設置の許可をしている。

イ 第2段落は認める。

ウ 第3段落は否認する。

長期評価では、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラスの地震が過去400年間に3回発生しており、この領域全体のどこかで同程度の地震が発生する確率が今後30年以内に20%と推定されている。

また、前述したとおり、長期評価は、あくまで各領域におけるマグニチュード8クラスの地震発生について指摘しているに留まり、本件地震のように、それぞれの領域をまたがり、かつそれぞれが連動して発生するようなマグニチュード9.0（前述のとおり上記想定地震の約3.2倍のエネルギー）

ギー) , 津波マグニチュード (M t) 9. 1クラスの巨大地震・巨大津波を想定しているものではない。

さらに, そもそも長期評価は, 「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示しておらず, 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの領域で, すべり量はどの程度か, その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのかなど, 具体的には何ら明らかにするものではなかった。

したがって, 同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても, 本件原発の所在地において, 本件地震によって発生したような高い津波 (O. P. + 1 5. 5 m) が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

エ 第4段落及び第5段落のうち, 被告東京電力が2008 (平成20) 年ころに, 長期評価に基づく津波高の試算を行い, 主要敷地南側の浸水高についてO. P. + 1 5. 7メートルとの結果を得たことは認めるが, その余は否認ないし争う。

かかる試算は, 長期評価の「マグニチュード8クラスの地震が三陸沖から房総沖の海溝沿いのどこでも発生する可能性がある」との見解を具体的にどのように扱うかを社内において検討するため, 実際には福島県沖の海溝沿いの津波評価をするのに必要な波源モデルは定まっていなかったものの, 福島サイトに最も厳しくなる明治三陸沖地震の波源モデル (長期評価の示すマグニチュードとも一致しない。) を福島県沖海溝沿い領域に「借用」して試算を行ったものにすぎない。したがって, かかる試算は仮想的な計算の域を出ないものであり, 具体的な設計上の対策に用いることができるようなものではなかった。

もっとも, 被告東京電力は, 上記試算の結果も踏まえて, 福島県沖海

溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合にどのような断層モデル（波源モデル）を設定すべきかについて土木学会にその検討を委託していたのであるが、そのような検討が結論に至る前に、本件津波が発生したのである。

オ 第6段落及び第7段落は争う。

(2) 「第2 被告国の責任（津波対策に関する権限不行使の違法性）」（62頁）について

認否の限りでない。

6 「第5章 過酷事故対策に関する被告らの責任」（64頁）について

(1) 「第1 過酷事故と過酷事故への対応」（64頁）について

ア 「1 過酷事故対策に関する国際的な論議」（64頁）ないし「2 深層防護の考え方」（65頁）について

シビアアクシデント及びアクシデントマネジメントの一般的理解等については特に争うものではない。

ただし、地震や津波については、科学的知見に基づく想定をもとに、対策が取られるものであり、全く想定されない事象に対する対策が行われるものではない。

イ 「3 被告国の対応」（66頁）について

記載されている事実経過については認めるが、その評価については認否の限りでない。

ウ 「4 被告東京電力の対応」（67頁）について

(ア) 「(1) AMの整備内容」(67頁)について

概ね認める。

(イ) 「(2) 問題点」(67頁)について

原子力発電所において設計基準を超えて過酷事故を引き起こす原因事象として「内の事象」と「外的事象」があること、被告東京電力が2002(平成14)年5月に福島第一原発、福島第二原発及び柏崎刈羽原発のアクシデントマネジメント整備報告書とアクシデントマネジメント整備有効性評価報告書を提出したことは認めるが、その余は否認ないし争う。

被告東京電力は、シビアアクシデント対策に対する認識の進展や報告等を踏まえて対策等を行ってきた。

すなわち、設備面においては、既存設備の潜在能力を最大限に活用するため、必要な設備変更について本部長の承認を得て実際に工事を実施している。また、運用面においても、多重な故障への対応態勢を整備するとともに、整備したアクシデントマネジメントを的確に実施するため、従来から制定している手順書等の改訂ならびに事故時運転操作手順書等の手順書類を制定している。さらに、アクシデントマネジメントに関して正しく理解し、備えておく必要があることから、運転員、支援組織の要員を対象として教育等を定期的に行うこととし、これを実施してきている。

こうした設備、対応態勢、手順書等の整備(アクシデントマネジメント策の整備)は、電気事業者と国が一緒になって整備を進めてきたものであり、整備内容については国に報告し、妥当との確認を得ながら進めてきたもので、当時の知見に基づいて妥当性を有するものであった。

しかし、本件地震及びこれによる津波の発生は、当時の科学的知見に

基づく想定を大幅に超えるものであった。

(2) 「第2 被告東京電力の責任」 (68頁) について

ア 「1 AMの位置づけ」 (68頁) について

電事連がそのホームページにおいて原告らの主張する質問と回答を掲載していることは認め、その余は争う。

イ 「2 AMの欠陥」 (69頁) について

否認ないし争う。

被告東京電力は、原子炉の冷却という観点から、通常の給復水系のほか、原子炉隔離時冷却系を含めた非常用の複数の注水手段、さらには、本来原子炉注水用ではない制御棒駆動水圧系、復水補給水系、消火系等からも原子炉注水ができるように何重もの備えをしていた。

しかしながら、今回の事故対応では、津波の影響により電源を喪失したため、電動駆動の原子炉注水設備が機能を喪失し、初期段階で機能した蒸気駆動の原子炉隔離時冷却系等についても、制御に必要な直流電源を喪失するなどの理由から機能を喪失し、最終的にはこれらすべての原子炉注水手段を喪失するに至ったものである。

なお、今回の事故対応においては、アクシデントマネジメント策として定められていた注水手段ではなかったが、新潟県中越沖地震の教訓として配備された消防車を用いて原子炉への注水手段とした。その際の原子炉への注水経路としては、アクシデントマネジメント策の一つとして設置した消火系からの注水ラインを利用しており、かかる消火系からの注水手順を行う人員については事前に役割分担がなされており、また、消火に関しても自衛消防隊が組織されて役割分担はなされていた(ただし、本件事故に際して消火活動は行われていない。)

ウ 「3 まとめ」 (69頁) について

争う。

原告らは、民法709条に基づく不法行為責任の要件事実の一つとして第5章の主張をしているものと思われるが、AMを策定・実施すべき義務が如何なる根拠に基づいて発生するのか、具体的に如何なるAMを策定・実施すべきであったのか、それらが予見可能性又は結果回避可能性と如何なる関係にあるのか、不明である。

(3) 「第3 被告国の責任」 (69頁) について

認否の限りでない。

7 「第6章 共同不法行為性」 (72頁) について

被告東京電力が被告国と共同不法行為責任を負うとの点は争い、その余は認否の限りでない。

8 「第7章 本件事故と損害との因果関係」 (80頁) について

(1) 「第1 避難指示等に基づく避難 (区域内避難者)」 (80頁) について

本件事故と原告らの主張する損害との因果関係の有無については、原告らによる個別の損害の具体的立証を待つて改めて認否する。

(2) 「第2 避難指示等に基づかない避難 (区域外避難者)」 (80頁) について

原告らによる個別の損害の具体的立証を待つて改めて認否するが、原告らが避難の必要性の前提として主張している放射線被ばくの影響については、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量

被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）の場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめた報告書が公表されており、このWG報告書によれば、低線量被ばくの健康影響については次のように整理されている。

- ・現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。
- ・この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている（なお、ICRPは、長期にわたる低線量被ばくのリスクを考慮する際には、低線量での健康影響の程度は高線量の場合の半分になるとして評価を行っている。）。この効果は動物実験においても確認されており、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。
- ・年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い。

また、このWG報告書を踏まえて作成されたパンフレットにおいても、「国際放射線防護委員会（ICRP）の推計では、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加するとされています。」、「放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。それは、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいためです。疫学調査

以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられましたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていません。」、「東京－ニューヨーク間の航空機旅行（往復）での高度による宇宙放射線の増加 0.2ミリシーベルト（200マイクロシーベルト）」とされている。

このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安とするものとしている（2011（平成23）年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」）。これは、ICRPが本件事故後の2011（平成23）年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20mSv／年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであり、このことは、我が国の政府（文部科学省）の取り扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRPの見解も踏まえ、復興時において、年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである（すなわち、社会的に許容される水準である）との考えが明らかにされていることを意味する。

（3）「第3 区域外の滞在者」（87頁）について

原告らによる個別の損害の具体的立証を待つて改めて認否する。

9 「第8章 原告らの損害」（88頁）について

（1）「第1 被害の実態」（88頁）について

本件事故後の一般的な避難状況等については被告東京電力としても積極的

に争うものではないが、原告ら各人の具体的な避難状況その他の個別的状況については、原告ら各人毎に異なると考えられるので、具体的な認否は、原告ら個別の法的請求に即して、個別の立証も踏まえて改めて行う。

(2) 「第2 被侵害利益」(97頁)ないし「第4 平穏生活権」(100頁)について

被侵害利益の性質等に関する総論的説明であり、原告ら各人の個別の損害に関し必要な範囲で、別途認否する。

(3) 「第5 損害の金銭的評価」(101頁)について

ア 「1 本件訴訟で請求する損害額」(101頁)について

(ア) 「①人格発達権侵害等の権利侵害に対応する慰謝料」について

争う。

なお、被告東京電力は、本件事故に起因する精神的損害について、以下のとおり慰謝料をお支払いしている。

a 避難等対象者に対する精神的損害の賠償について

原子力損害賠償紛争審査会が2011(平成23)年8月5日に策定・公表した中間指針は、避難等対象者に対する賠償について、「①対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」及び「②屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続

が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」については「賠償すべき損害と認められる」とし、「『精神的損害』の損害額については…『避難費用』のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。」とし、具体的な損害額の算定については、事故から6か月間は月額10万円（避難所等の場合には12万円）、7か月から12か月の間は5万円を目安としている（中間指針17～23頁）。

かかる中間指針に基づき、被告東京電力では、避難等対象者の方々に、精神的損害・生活費増加分を含めて、現時点において1人あたり月額10万円（避難所等において避難生活をしてきた期間は12万円）をお支払いしている。

b 自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償について

原子力損害賠償紛争審査会が2011（平成23）年12月6日に決定・公表した中間指針追補は、自主的避難等対象者に対する賠償について、「精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した。」とし、「具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。」としている（中間指針追補6～7頁）。

かかる中間指針追補に基づき、被告東京電力では、自主的避難等対象者の方々に、精神的損害・避難費用・生活費増加費用を含めて、上記に基づき、1人当たり40万円ないし8万円をお支払いし、また、

実際に避難した子供及び妊婦に対しては、中間指針追補が定める40万円に別途20万円を上乗せしてお支払いしている。

さらに、被告東京電力は、本件事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方のうち、2012（平成24）年1月1日から同年8月31日の間に18歳以下であった期間がある方及び2012（平成24）年1月1日から同年8月31日の間に妊娠されていた期間がある方に対して、2012（平成24）年1月1日から同年8月31日までの損害として、精神的損害及び生活費の増加費用等を含めて、1人当たり8万円をお支払いしている。また、本件事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方に対して、2012（平成24）年1月1日から同年8月31日までの追加的費用等に対する賠償金として1人当たり4万円の賠償金をお支払いしている。

(イ) 「②避難生活等に伴う客観的損害」について

原告らによる具体的な損害額の立証（従前の就労条件、就労状況、給与額、本件事故後の就労状況等）を踏まえて改めて認否するが、前述のとおり、中間指針等は、慰謝料額について生活費の増加分も加味して金額を算定している。

(ウ) 「③財物損害」について

原告らによる具体的な損害額の立証を踏まえて改めて認否する。

イ 「2 慰謝料 (①) について」 (102頁) について

争う。

ウ 「3 避難生活等に伴う客観的損害(②)について」(105頁)について

(ア) 「(1) 移動費用」(105頁)について

a 「ア 移動の理由」のうち、原告らの具体的な避難理由や避難経過については、個別の立証を待って改めて認否するが、原告らが損害の立証がなくても賠償されるべきと主張している点については争う。

被告東京電力として、直接請求の場合には、避難のための交通費について領収書の提出までは求めていないものの、最小限の立証は必要である。

b 「イ 損害額」は、本件事故によって避難を余儀なくされた方々(避難等対象者)について被告東京電力が公表した移動費用の考え方を適用していることは認めるが、自主的避難等対象者等に対する移動費用の考え方については、かかる考え方は適用していないため、否認する。被告東京電力の基準を超える避難費用を負担している場合の相当因果関係の判断は、原告ら毎に個別立証を待って改めて認否する。

c 「ウ」については、相当因果関係の判断は原告ら各人毎に個別立証を待って改めて認否する。

(イ) 「(2) 生活費増加分」(107頁)について

いずれも原告ら各人毎の事情について不知。原告ら各人毎の個別立証も踏まえて改めて認否する。

(ウ) 「(3) 休業損害」(108頁)について

原告らによる具体的な損害額の立証(従前の就労条件、就労状況、給与額、本件事故後の就労状況等)を踏まえて改めて認否する。

エ 「4 財物損害 (③) について」 (109頁) について

原告らによる具体的な損害額の立証を踏まえて改めて認否する。

オ 「5 損害費目と請求金額」 (111頁) について

慰謝料及び弁護士費用については争い、その余の費目については原告らによる具体的な損害額の立証を踏まえて改めて認否する。

なお、原告らは、被告東京電力が慰謝料等の十分な賠償に応じないなどと主張するが、被告東京電力は、本件事故後に1万人以上の職員等による請求対応体制を整えて請求の受付を行っており、請求書の記載方法に関する現地での説明会も度々開催するなど、損害賠償請求への対応のための諸活動を全社的にを行っている。

その結果、2014(平成26)年8月29日時点の請求書受付件数は、個人(自主的避難等含む。以下同じ。)が約195万件、法人・個人事業主などが約27万9000件であり、そのうち本賠償手続において支払済みの件数は、個人が約186万3000件(支払総額約2兆2144億円)、法人・個人事業者が約24万2000件(支払総額約1兆8598億円)である。

(4) 「第6 各原告の損害」 (112頁) について

個別の立証を待って改めて認否する。

10 「第9章 結語」 (153頁) について

争う。

第3 被告の主張

本件訴訟において、原告らは、被告東京電力に対する請求の根拠として、原

賠法3条1項に基づく原子力事業者の責任と、民法709条に基づく一般不法行為責任を選択的に主張している。

被告東京電力は、本件原発の運転等を行う原子力事業者であり、本件事故が発生したことは認め、原告らの本訴請求についても、原告らの主張する被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に従って、賠償に応じる方針である。

他方、原告らによる民法上の一般不法行為責任に係る主張については、以下のとおり認められない。

すなわち、原告らによる損害賠償請求は、原賠法2条2項に規定される「原子力損害」を請求するものに当たる。そして、原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もない。したがって、原告らは被告東京電力に対して、民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることはそもそもできない（水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁。なお、控訴審である東京高判平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断がなされ、上告不受理によって確定している。また、東京地判平成16年9月27日・判例時報1876号34頁は、主位的に原賠法3条に基づく請求を、予備的に民法709条に基づく請求をした事案において、原賠法3条1項による無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はない旨判示し、同控訴審である東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁においても、当該争点については第一審の判断をそのまま引用して同様の判断がなされている。）。

したがって、被告東京電力の賠償責任に関する審理は、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われるべきである。

以 上